

国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）が始まります

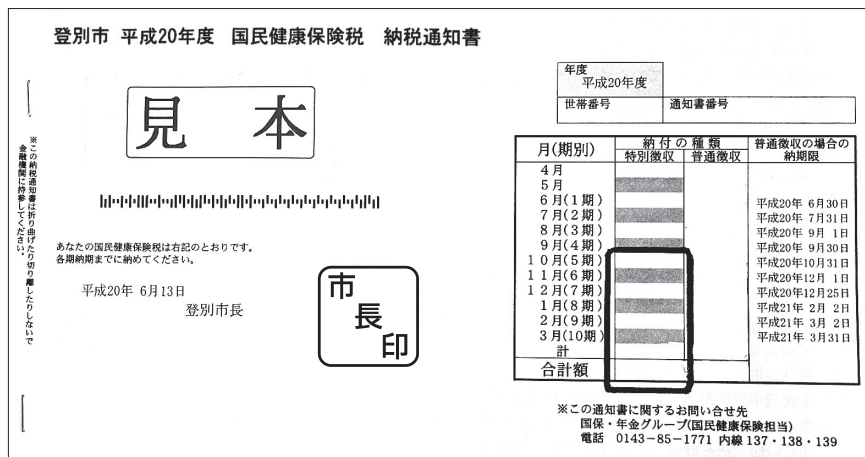
65歳以上75歳未満で公的年金を受給されている方の国民健康保険税は、10月より世帯主の公的年金から直接徴収（特別徴収）されます。

◎特別徴収の対象となる方

次の①から④の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ①世帯主が国民健康保険の世帯主である。
 - ②世帯の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満である。
 - ③世帯主の年金受給額が年額18万円以上である。
 - ④世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない。
- ※③と④の年金受給額は、複数の年金を受給している場合は、優先順位が上位の年金で判定します。
 優先順位：（1 社会保険庁、2 国家公務員共済組合連合会、3 日本私学振興・共済事業団、4 地方公務員共済組合連合会）

対象となる方については、6月中旬に送付しました納税通知書（その後に納税通知書が送付されている場合はその納税通知書）の特別徴収の欄に金額が記載されていますのでご確認ください。



なお、特別徴収の対象になる方で、特別徴収の中止を申請し承認を受けている方については、口座振替によるお支払いとなります。

◎特別徴収する金額

年金から、10月、12月、翌年2月の各月にお支払いいただく保険税額は、原則として、平成20年度の保険税額から、平成20年6月から9月までの間に納めていただく額を差し引いた額を3等分した額になります。

問い合わせ 国保・年金グループ (☎85 1 7 7 1)

CBK 清潔な環境を考える

- ・ハウスクリーニング・エアコンクリーニング
- ・ガラス、サッシ清掃・ジュータンクリーニング
- ・シャンデリアクリーニング・害虫駆除

クリーンビル開発株式会社

本社 〒059-0003 登別市千歳町4丁目5番地90
 ☎(0143)代表85-1204
 FAX(0143)88-0251

熊笹を使った製品は当店へ!
 ~大自然の力!熊笹パワーがあなたの美容と健康をサポート!~

おや炭枕
 しっとりぷりん
 ぶりん石けん
 えぞ熊笹茶
 熊笹竹炭
 熊笹あめ

北海道熊笹本舗
 登別市登別温泉町60番地 TEL(0143)84-3314 直売店大黒屋民芸店